

掛川市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域及び緑地面積等の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項の他の準則によることとすることが適切であると認められる区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区 域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域の区域	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域の区域（以下「工業・工専区域」という。）	100分の5以上	100分の10以上
農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第1項に基づく実施計画により定められた区域、内陸フロンティア推進区域として県知事が指定した区域、菖蒲ヶ池1の1、1の96から1の98まで、1の107、1の110、1の112、100の1、100の2、100の5、101の1、101の2、102から104まで、237の34、逆川653の1、653の3、653の4、653の7、653の10、653の11及び653の13から653の19まで（以下「特定区域」という。）	100分の5以上	100分の10以上
都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない区域（特定区域を除く。）	100分の10以上	100分の15以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第3条の建築物屋上等緑化施設及び省令第4条の緑地以外の環境施設以外

の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地については、敷地面積に同条の表に定める区分に従い当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が第3条に規定する区域又はその他区域のうち2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合(以下「敷地割合」という。)につき、同条で定める区域の敷地割合の合計が2分の1以上である場合にあっては同条で定める区域のうち敷地割合が最も高い区域に係る同条の規定をそれぞれ当該特定工場の敷地の全部に適用し、その他区域の敷地割合が2分の1を超える場合にあっては同条の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用しない。

2 前項の場合において、第3条に規定する区域の敷地割合が同じである場合(その他区域の敷地割合が2分の1を超える場合を除く。)は、工業・工専区域に係る同条の規定を適用する。

(他の地方公共団体の長との協議)

第6条 市長は、特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われていた特定工場において生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。)が行われる場合における第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、規則で定める算定方法により行うものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。